

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 04月 30日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県牧之原市静波121

氏名 株式会社ハイナン

代表取締役 畑 大介

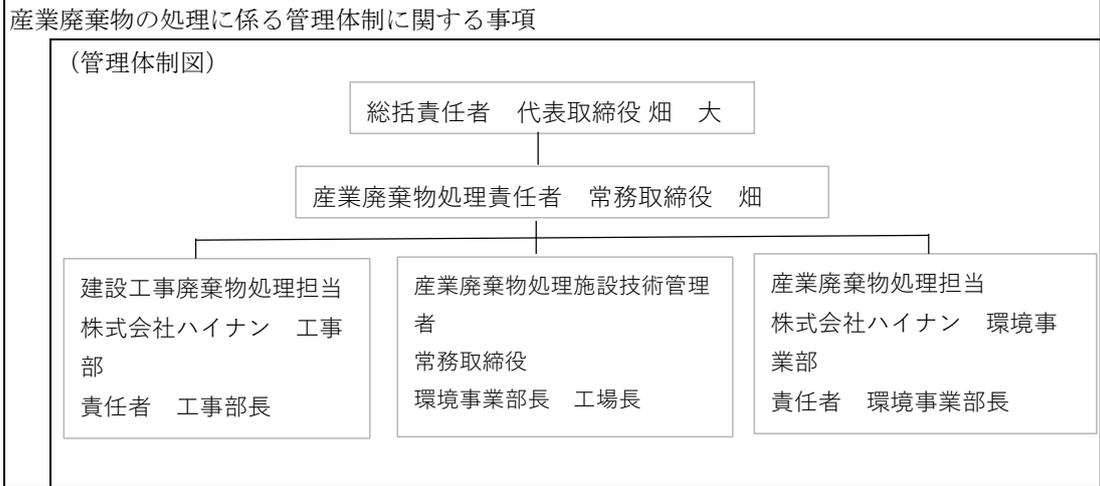
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0548 - 22 - 8170

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ハイナン 工事部		
事業場の所在地	静岡県	牧之原市	市 静波121番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	元請完成工事高 16,706万円		
③ 従業員数	17名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程			

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	229.800 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	186.300 t
	廃プラスチック類	8.300 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	41.700 t
	木くず	584.100 t
	(これまでに実施した取組) 解体工事現場からの廃棄物を発生抑制することは非常に困難である為 分別解体を徹底し、有価物の再生利用量を増やし、最終処分量を 減らすことが発生抑制に繋がると考える。	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	220.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	180.000 t
	廃プラスチック類	8.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	40.000 t
	木くず	580.000 t
	（今後実施する予定の取組） 解体工事現場からの廃棄物は、がれき類、木くずで約90%を占めており、分別を徹底し、これらを再利用することにより最終処分量、を減少させ発生抑制につなげる。 木くずはチップ処理することにより再利用を促進する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別解体を徹底して、廃棄物の最終処分量を減らすよう施工している。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も分別解体を徹底して、廃棄物の最終処分量を減らすよう努力する。木くずはチップ処理として再利用を促進する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t
	木くず	0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		0.000 t
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		0.000 t
廃プラスチック類		0.000 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		0.000 t
木くず		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） 焼却処分を止め全て破碎し、製紙及び燃料チップとして再利用する。 紙くずは破碎して、製紙原料及びRPFの原料として処理委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） 焼却処理から破碎チップ化し、再利用を促進する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
①現状		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4.000	92.810	0.000	0.000	229.800
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	39.800	0.000	0.000	0.000	186.300
	廃プラスチック類	0.000	0.000	0.000	0.000	8.300
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3.250	0.000	0.000	0.000	41.700
	木くず	108.670	826.000	0.000	0.000	584.100
	（これまでに実施した取組） 廃石綿含有廃棄物は最終処分場に全処理委託している。 コンクリート塊は自社中間処理場以外に依頼する場合は再生利用業者に依頼している。 木くずは基本的にはチップ処理業者へ処理依頼をしている。					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	50.000	220.000	0.000	0.000	220.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	80.000	0.000	0.000	0.000	180.000
廃プラスチック類	2.000	0.000	0.000	0.000	8.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10.000	0.000	0.000	0.000	40.000
木くず	200.000	580.000	0.000	0.000	580.000
(今後実施する予定の取組) コンクリート塊は自社中間処理場以外に依頼する場合は再生利用業者に依頼するようにする。 木くずはチップ処理業者へ処理依頼をしリサイクル率を向上させる。					
②計画					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。